

弘前市空き家所有者等情報の外部提供実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が空き家の利活用促進対策の一環として、弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定書の第2条第1号に定める空き家等の利活用を促進する取組に基づき、弘前市（以下「市」という。）と協定を締結している青森県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）及び全日本不動産協会青森県本部（以下「全日協会」という。）と連携し、市が取得する空き家及び空き家の所有者等に関する情報（以下「空き家所有者等情報」という。）の活用による新たな相談体制を構築するために必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進及び地域の活力向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していないもの又はこれらと同様の状態にあるもの
- (2) 会員 宅建協会又は全日協会に加盟する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者で、市内に本店若しくは支店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者
- (3) 所有者等 空き家の所有者、占有者及び管理者で、当該空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却（解体更地渡しを含む。）及び賃貸の交渉を行うことができるもの又はその代理人

(所有者等の意向確認)

第3条 市は、会員から空き家所有者等情報の提供依頼があったときは、空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書（以下「同意書」という。）（様式第1号）により当該空き家の所有者等の意向を確認するものとする。ただし、当該所有者等が空き家所有者等情報の外部提供に同意しない場合にあっては、この限りでない。

- 2 市は、会員から空き家所有者等情報の提供依頼がない場合において、空き家の所有者等が空き家所有者等情報の提供を希望する場合は、空き家所有者等情報の提供（様式第2号）により所有者等の意向を確認するものとする。なお、当該書類を市へ提出した場合、市が用意する当該空き家の写真（外観）及び位置図を会員へ情報提供することに同意したものとみなす。
- 3 第1項の提供依頼及び前項の同意書の受付期間は5月から翌年の2月までとする。
- 4 第1項の意向調査を開始した日から1か月経過後も意向確認ができなかった場合は、所有者等が情報提供について同意しなかったものとみなす。

(空き家所有者等情報の提供依頼)

第4条 空き家所有者等情報の提供を受けようとする会員は、空き家所有者等情報の外部提供依頼書（任意様式）に次に掲げる書類を添付して市に依頼するものとする。

- (1) 対象となる空き家の登記事項証明書の写し（未登記の建物を除く。）
- (2) 対象となる空き家の写真（直近1か月以内に撮影されたもの）

（所有者等情報の外部提供）

第5条 市は、第3条第1項の同意書が提出された場合において、会員に対して同意書の写しを提供するものとする。

2 市は、第3条第2項の空き家所有者等情報の提供が提出された場合において、宅建協会及び全日協会の会員（事前に登録されたものに限る。）に対して当該書類の写し（所有者等に関する情報を除く。）を提供するものとする。

3 前項の場合において、1社の会員が所有者等との交渉を希望する場合は、当該会員に対し、当該書類の写し（所有者等に関する情報を含む。）を提供するものとする。

4 第2項の場合において、2社以上の会員が所有者等との交渉を希望する場合は、交渉を希望する会員のリストを所有者等に提供するものとする。

（交渉・契約等）

第6条 空き家の売買（解体更地渡しの土地の売買を含む。）及び賃貸の交渉、契約等については、会員と空き家の所有者等又は所有者から委任を受けたものとの間で行うものとする。

2 会員は、前項の契約を締結した場合は、速やかに市に報告するものとする。

3 市は、空き家の売買及び賃貸の交渉、契約等については、直接これに関与しない。

（個人情報の取り扱い）

第7条 市及び会員は、空き家所有者等情報の外部提供の実施により取得した個人に関する情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取扱い、この要綱の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

2 前項の規定に違反した者及び不適切な行為を行ったと認められる者に対しては、当面の間、空き家所有者等情報を提供しないこととする。

（その他）

第8条 この要綱の定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、市と宅建協会及び全日協会が協議の上、定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。